

新潟市告示第 293 号

大野町露店市場使用料収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、大野町露店市場の使用料収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 大野町連合自治会 会長 中野 彰
所在地 新潟市西区大野町 3 1 6 4
- 2 収納事務を行わせる歳入
＜西区＞露店市場使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 収納事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 収納事務を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで